

特定者用定期乗車券発売規則の一部改正

特定者用定期乗車券発売規則の一部を次のように改正し、令和8年4月1日から施行する。また、この公告の施行に伴い、旧様式のものもは当分の間使用することができる。

青い森鉄道株式会社

現 行	改 正
特定者用定期乗車券発売規則	特定者用定期乗車券発売規則
<p>(適用範囲)</p> <p>第1条 この規則は、被保護世帯の世帯員に対して発売する特定者用の定期乗車券の発売その他の取扱いについて適用する。</p> <p>2 この規則に定めていない事項については、旅客営業に関する一般の規程による。</p> <p>(被保護世帯)</p> <p>第2条 この規則における「被保護世帯」とは、次の各号に掲げる世帯をいう。</p> <p>(1) 生活保護法（昭和25年法律第144号）の定めるところにより保護を受けている世帯。ただし、同法第19条第1項第2号に該当する者を除く。</p>	<p>(適用範囲)</p> <p>第1条 この規則は、被保護世帯の世帯員に対して発売する特定者用の定期乗車券の発売その他の取扱いについて適用する。</p> <p>2 この規則に定めていない事項については、旅客営業に関する一般の規定による。</p> <p>(被保護世帯)</p> <p>第2条 この規則における「被保護世帯」とは、次の各号に掲げる世帯をいう。</p> <p>(1) <u>平成22年8月1日現在の</u>生活保護法（昭和25年法律第144号）の定めるところにより保護を受けている<u>次の</u>世帯。ただし、同法第19条第1項第2号に該当する者を除く。</p> <p><u>イ 生活扶助を受けている世帯</u></p> <p><u>ロ 教育扶助を受けている世帯</u></p> <p><u>ハ 住宅扶助を受けている世帯</u></p> <p><u>ニ 医療扶助を受けている世帯</u></p> <p><u>ホ 介護扶助を受けている世帯</u></p> <p><u>ヘ 出産扶助を受けている世帯</u></p> <p><u>ト 生業扶助を受けている世帯</u></p> <p><u>チ 葬祭扶助を受けている世帯</u></p>

現 行	改 正
<p>(2) 児童扶養手当法（昭和 36 年法律第 238 号）の定めるところにより児童扶養手当の支給を受けている世帯。</p> <p>（定期乗車券の種類等）</p> <p>第 3 条 特定者用の定期乗車券の種類は、旅客営業規則（<u>平成 14 年 12 月公告第 4 号</u>。以下「旅客規則」という。）第 33 条の規定により発売する通勤定期乗車券に限るものとする。</p> <p>2 前項の規定により通勤定期乗車券を発売する者（以下「特定者」という。）は、被保護世帯に属する者とする。</p>	<p>(2) <u>平成 22 年 8 月 1 日現在の</u>児童扶養手当法（昭和 36 年法律第 238 号）の定めるところにより児童扶養手当の支給を受けている<u>次の</u>世帯。</p> <p><u>イ 父と生計を同じくしていない児童（父と生計を同じくしており、その父が政令で定める程度の障害の状態にある児童を含む。以下同じ。）の母が当該児童を監護する世帯</u></p> <p><u>ロ 母と生計を同じくしていない児童（母と生計を同じくしており、その母が政令で定める程度の障害の状態にある児童を含む。以下同じ。）の父が当該児童を監護し、かつ、当該児童と生計を同じくする世帯</u></p> <p><u>ハ 父と生計を同じくしていない児童を母が監護しない場合又は母がない場合（父が死亡した場合を除く。）であって、当該母以外の者が当該児童を養育する世帯</u></p> <p><u>ニ 母と生計を同じくしていない児童を父が監護しない場合若しくは当該児童と生計を同じくしない場合（父がない場合を除く。）又は父がない場合（母が死亡した場合を除く。）であって、当該父以外の者が当該児童を養育する世帯</u></p> <p><u>ホ 父母がない場合であって、当該父母以外の者が当該児童を養育する世帯</u></p> <p>（定期乗車券の種類等）</p> <p>第 3 条 特定者用の定期乗車券の種類は、旅客営業規則（以下「旅客規則」という。）第 33 条の規定により発売する通勤定期乗車券に限るものとする。</p> <p>2 前項の規定により通勤定期乗車券を発売する者（以下「特定者」という。）は、被保護世帯に属する者とする。</p>

現 行	改 正
<p>(取扱区間)</p> <p>第4条 前条の規定により発売する特定者用の通勤定期乗車券の取扱区間は、<u>自社線内</u>とする。</p> <p>(中略)</p> <p>(資格証明書)</p> <p>第6条 特定者用の通勤定期乗車券を購入しようとする旅客は、あらかじめ、次の各号に掲げる者（以下「市町村長等」という。）が発行する別表第1に定める様式の特定制者資格証明書（以下「資格証明書」という。）の交付を受けておかなければならない。</p> <p>(1) 第2条第1号の規定に該当する世帯の特定者にあつては、社会福祉<u>事業</u>法（昭和26年法律第45号）に基づく福祉に関する事業所の長（以下「社会福祉事務所長」という。）</p> <p>(2) 第2条第2号の規程に該当する世帯の特定者にあつては、<u>市区町村長</u>。</p> <p>2 前項の場合、別表第2に定める様式の特定制者資格証明書交付申請書（以下「資格証明書交付申請書」という。）に、第2条第1号の規定に該当する世帯の特定者にあつては本人の写真（最近6箇月以内に撮影した縦4センチメートル、横3センチメートルの正面上半身のものとする。以下同じ。）を、同条第2号の規定に該当する世帯の特定者にあつては児童扶養手当証書及び本人の写真を添付して、市町村長等に提出するものとする。</p> <p>3 資格証明書の発行者は、資格証明書交付申請書の提出を<u>うけた</u>場合は、資格証明書に所要事項を記入（写真は、所定欄にはりつける。）して公印を押すとともに、資格証明書交付申請書の所定</p>	<p>(取扱区間)</p> <p>第4条 前条の規定により発売する特定者用の通勤定期乗車券の取扱区間は、<u>当社線の各駅相互間</u>とする。</p> <p>(中略)</p> <p>(資格証明書)</p> <p>第6条 特定者用の通勤定期乗車券を購入しようとする旅客は、あらかじめ、次の各号に掲げる者（以下「市町村長等」という。）が発行する別表第1に定める様式の特定制者資格証明書（以下「資格証明書」という。）の交付を受けておかなければならない。</p> <p>(1) 第2条第1号の規定に該当する世帯の特定者にあつては、社会福祉法（昭和26年法律第45号）に基づく福祉に関する事業所の長（以下「社会福祉事務所長」という。）</p> <p>(2) 第2条第2号の規程に該当する世帯の特定者にあつては、<u>市区町村長</u></p> <p>2 前項の場合、別表第2に定める様式の特定制者資格証明書交付申請書（以下「資格証明書交付申請書」という。）に、第2条第1号の規定に該当する世帯の特定者にあつては本人の写真（最近6箇月以内に撮影した縦4センチメートル、横3センチメートルの正面上半身のものとする。以下同じ。）を、同条第2号の規定に該当する世帯の特定者にあつては児童扶養手当証書及び本人の写真を添付して、市町村長等に提出するものとする。</p> <p>3 資格証明書の発行者は、資格証明書交付申請書の提出を<u>受けた</u>場合は、資格証明書に所要事項を記入（写真は、所定欄にはりつける。）して公印を押すとともに、資格証明書交付申請書の所定</p>

現 行	改 正
<p>欄に、資格証明書の発行年月日及び番号を記入し、資格証明書交付申請書に対して契印を押して、特定者に交付するものとする。</p> <p>4 資格証明書は、特定者用の通勤定期乗車券を購入するとき及び特定者用の通勤定期乗車券によって乗車する場合で、係員の請求があったときは、これを呈示しなければならない。</p> <p>5 資格証明書は、次の各号の1に該当する場合は、無効とする。ただし、第1号の場合を除き、再交付又は訂正を受けたときは、この限りでない。</p> <p>(1) 特定者の資格を失ったとき。<u>。</u></p> <p>(2) 氏名を改めたとき。<u>。</u></p> <p>(3) 住所を移転したとき</p> <p>(4) 資格証明書の表示が不明となったとき。<u>。</u></p> <p>6 資格証明書の有効期間は、発行の日から1箇年間とする。 (購入証明書)</p> <p>第7条 特定者用の通勤定期乗車券を購入しようとする旅客は、市町村長等が発行する別表第3に定める様式の特定期乗車券購入証明書（以下「購入証明書」という。）及び旅客規則第30条第2項に規定する定期乗車券購入申込書を提出するものとする。</p> <p>2 購入証明書については、旅客規則に定める旅客運賃割引証に関する規定を準用する。</p> <p>3 購入証明書の発行者は、購入証明書に所定事項を記入のうえ公印を押して、特定者に交付するものとする。</p> <p>4 購入証明書の有効期間は、発行の日から6箇月間とする。</p> <p>5 購入証明書は、旅客鉄道会社において調整し、厚生労働省を経て市町村長等に配布する。</p>	<p>欄に、資格証明書の発行年月日及び番号を記入し、資格証明書交付申請書に対して契印を押して、特定者に交付するものとする。</p> <p>4 資格証明書は、特定者用の通勤定期乗車券を購入するとき及び特定者用の通勤定期乗車券によって乗車する場合で、係員の請求があったときは、これを呈示しなければならない。</p> <p>5 資格証明書は、次の各号の1に該当する場合は、無効とする。ただし、第1号の場合を除き、再交付又は訂正を受けたときは、この限りでない。</p> <p>(1) 特定者の資格を失ったとき</p> <p>(2) 氏名を改めたとき</p> <p>(3) 住所を移転したとき</p> <p>(4) 資格証明書の表示が不明となったとき</p> <p>6 資格証明書の有効期間は、発行の日から1箇年間とする。 (購入証明書)</p> <p>第7条 特定者用の通勤定期乗車券を購入しようとする旅客は、市町村長等が発行する別表第3に定める様式の特定期乗車券購入証明書（以下「購入証明書」という。）及び旅客規則第33条第2項に規定する定期乗車券購入申込書を提出するものとする。</p> <p>2 購入証明書については、旅客規則に定める旅客運賃割引証に関する規定を準用する。</p> <p>3 購入証明書の発行者は、購入証明書に所定事項を記入のうえ公印を押して、特定者に交付するものとする。</p> <p>4 購入証明書の有効期間は、発行の日から6箇月間とする。</p> <p>5 購入証明書は、旅客鉄道会社において調製し、厚生労働省を経て市町村長等に配布する。</p>

現 行	改 正
<p>(中略)</p> <p>附 則 この規則は、平成 14 年 10 月 2 日から施行する。</p> <p>(中略)</p> <p>別表 <u>第 3 号 (7 条)</u> (1) 社会福祉事務所長発行用</p>	<p>(中略)</p> <p>附 則 この規則は、平成 14 年 10 月 2 日から施行する。</p> <p><u>附 則</u> <u>この規則は、令和 8 年 4 月 1 日から施行する。</u></p> <p>(中略)</p> <p>別表 <u>第 3 (第 7 条)</u> (1) 社会福祉事務所長発行用</p>

現 行

表

契印		
特定者用定期乗車券購入証明書		
第.....号		
乗車券の種類	通勤定期乗車券	
*乗車船区間	駅から 経由 駅まで	
*居住地		
特定者の氏名 年齢及び性別	(才) 男 女	
資格証明書の 番号		
有効期限	平成 年 月 日まで	
平成 年 月 日発行		
発行者 社会福祉事務所長 氏名 公印		
(発行駅)	(乗車券番号)	(発行年月日)
(基本運賃)	(発売運賃)	(差額運賃)
証明書に記載された個人情報は、申込内容並びに割引定期券の購入に必要な資格や条件の確認に使用します。		

9.1cm

改 正

表

契印		
特定者用定期乗車券購入証明書		
第.....号		
乗車券の種類	通勤定期乗車券	
*乗車船区間	駅から 経由 駅まで	
*居住地		
特定者の氏名 年齢及び性別	(才)	
資格証明書の 番号		
有効期限	年 月 日まで	
年 月 日発行		
発行者 社会福祉事務所長 氏名 公印		
(発行駅)	(乗車券番号)	(発行年月日)
(基本運賃)	(発売運賃)	(差額運賃)
証明書に記載された個人情報は、申込内容並びに割引定期券の購入に必要な資格や条件の確認に使用します。		

9.1cm

現 行	改 正
<p style="text-align: center;">裏</p> <div style="border: 1px solid black; padding: 5px;"> <p>(この証明書の使用上の注意)</p> <p>(1) この証明書は、特定者が、旅客鉄道会社の鉄道区間の通勤定期乗車券を購入するときに、1人1回に限って使用できます。</p> <p>(2) *印の欄は、特定者がインキ又はボールペンで記入してください。</p> <p>(3) *印の欄以外の記入事項(太わく内を除く。)は、発行者において記入してください。記入していないもの又は押印していないものは、使用できません。</p> <p>(4) 発行者の記入する事項を訂正したときは、その箇所に発行者の公印、特定者の記入する事項を訂正したときは、その箇所に特定者の認印がないものは、使用できません。</p> <p>(5) この証明書又はこの証明書によってお求めになった通勤定期乗車券は、他人に貸したり、又は譲ったりすることはできません。</p> <p>(6) この証明書によって通勤定期乗車券をお求めになるとき又はその通勤定期乗車券をお使いになるときは、必ず所定の資格証明書を携帯し、鉄道係員の請求があったときはいつでもお示しください。</p> <p>(7) この証明書の有効期間は、発行の日から表記の有効期間まで(6箇月間)です。</p> </div> <p>備考 乗車船区間欄及び居住地欄は、特定者において記入することができる。</p> <p>(2) 市町村長発行用</p>	<p style="text-align: center;">裏</p> <div style="border: 1px solid black; padding: 5px;"> <p>(この証明書の使用上の注意)</p> <p>(1) この証明書は、特定者が、旅客鉄道会社の鉄道区間の通勤定期乗車券を購入するときに、1人1回に限って使用できます。</p> <p>(2) *印の欄は、特定者がインキ又はボールペンで記入してください。</p> <p>(3) *印の欄以外の記入事項(太わく内を除く。)は、発行者において記入してください。記入していないもの又は押印していないものは、使用できません。</p> <p>(4) 発行者の記入する事項を訂正したときは、その箇所に発行者の公印、特定者の記入する事項を訂正したときは、その箇所に特定者の認印がないものは、使用できません。</p> <p>(5) この証明書又はこの証明書によってお求めになった通勤定期乗車券は、他人に貸したり、又は譲ったりすることはできません。</p> <p>(6) この証明書によって通勤定期乗車券をお求めになるとき又はその通勤定期乗車券をお使いになるときは、必ず所定の資格証明書を携帯し、鉄道係員の請求があったときはいつでもお示しください。</p> <p>(7) この証明書の有効期間は、発行の日から表記の有効期間まで(6箇月間)です。</p> </div> <p>備考 乗車船区間欄及び居住地欄は、特定者において記入することができる。</p> <p>(2) 市町村長発行用</p>

現 行

表

契印

特定者用定期乗車券購入証明書

第.....号

乗車券の種類	通勤定期所車券	
* 乗車区間	駅から	經由
	駅まで	
* 居住地		
特定者の氏名	(才) 男	
年齢及び性別	女	
資格証明書の番号		
有効期限	平成 年 月 日まで	

上記の者は、児童扶養手当証書に記載された児童扶養手当受給者又はその者と同一の世帯に属する者であることを証明する。

平成 年 月 日発行

発行者

市区町村長 氏 名 公印

(発行駅)	(乗車券番号)	(発行年月日)
(基本運賃)	(発売運賃)	(差額運賃)

証明書に記入された個人情報は、申込み内容並びに割引定期券の購入に必要な資格や条件の確認に使用します。

12.8cm

- 備考 (1) 6枚つづりとする。
 (2) 裏面に前号の裏面の注意事項を印刷する。

改 正

表

契印

特定者用定期乗車券購入証明書

第.....号

乗車券の種類	通勤定期所車券	
* 乗車区間	駅から	經由
	駅まで	
* 居住地		
特定者の氏名	(才)	
年齢及び性別		
資格証明書の番号		
有効期限	年 月 日まで	

上記の者は、児童扶養手当証書に記載された児童扶養手当受給者又はその者と同一の世帯に属する者であることを証明する。

年 月 日発行

発行者

市区町村長 氏 名 公印

(発行駅)	(乗車券番号)	(発行年月日)
(基本運賃)	(発売運賃)	(差額運賃)

証明書に記入された個人情報は、申込み内容並びに割引定期券の購入に必要な資格や条件の確認に使用します。

12.8cm

9.1cm

- 備考 (1) 6枚つづりとする。
 (2) 裏面に前号の裏面の注意事項を印刷する。